

合併後調整項目の調整結果

新市が誕生してから1年6カ月が経過しました。合併協議会で「合併後調整する」と確認されていた19協定項目の、これまでの調整内容をお知らせします。()内は、所管課です。

① 一般職の職員の身分の取扱い

(総務課)

○「職員の給与は、職員の処遇の適正化の観点から合併後速やかに調整を行うものとする」としていましたが、合併時の役職に応じた給料に格付けして、旧松浦市の制度で運用することとし、19年4月1日付で在職者調整を行いました。

② 公共的団体等の取扱い

(関係課)

○「公共的団体等は、新市の一体性を確立するため、同一あるいは同種の団体は、それぞれの実情と主体性を尊重しながら、速やかに統合できるように調整に努める」としていました。

新市誕生までに、松浦市社会福祉協議会、新松浦漁業協同組合が設立されましたが、合併後も次の通り合併、統合が進んでいます。
合併時Ⅱ食生活改善推進連絡協議会

18年度Ⅱ(社)松浦市シルバー人

材センター、身体障害者福祉協会、母子寡婦福祉会、保健環境連合会、

農業者年金受給者協議会、有害鳥獣駆除対策協議会、青少年健全育成連絡協議会、地域婦人会連絡協議会、PTA連合会、交通安全母の会連合会等

19年度Ⅱ地域自治会連合会、老人クラブ連合会、福鷹商工会等

③ 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

(関係課)

○19年度に補助金等審査検討委員会を設けて見直しを行う予定です。

なお、18年度は、各種団体の統合の状況を見ながら交付されました。

④ 各市町の慣行の取扱い

(総務課)

○市の木、市の花、市民憲章、市民表彰、非核平和宣言は制定しました。市の歌および各種宣言は必要性が高まったときに制定します。市町主催の主要行事は、統合も含め、引き継いで実施しています。

⑤ 国民健康保険制度の取扱い

(保健年金課)

○人間ドックは、18年度および19年度に、松浦市民病院で日帰りドック(250人)を実施します。負担金は、旧松浦市の8、000円とします。

○表彰事業は廃止しました。

○その他の保健事業は、市全体で実施し、国保としては財政的に支援できる部分を補助します。ロードレース大会やスポーツ大会への協賛や補助は、国保としては取りやめます。広報誌の発行は、国保単独としては実施せず、市報等で啓発活動を行います。福祉健康まつり、健康カレンダーの作成、スポーツ用具補助は、国保では実施しません。
○賦課総額の算定方式は、不均一課税終了後に資産割を廃止し、所得割、均等割、世帯割の3方式とします。

⑥ 広報、広聴関係の取扱い

(企画振興課)

○市報、議会だより以外の広報は、市報配布時の回覧、防災行政無線、市ホームページを活用します。

○広聴関係は、市長への手紙、市政懇談会を実施します。

⑦ 消防、防災関係の取扱い

(総務課)

○防災行政無線は、18年度に移行計画を策定し、19年度以降具体的な設計、事業を行います。当分の間は、現在の防災行政無線を活用します。

○応援協定等は、協議調整して引き継ぎました。

⑧ 人権関係の取扱い

(企画振興課)

○旧松浦市から継続していた男女共同参画推進懇話会は、18年11月に第1期が終了し、今後、新市での懇話会を設置して、男女共同参画計画書策定に向けて取り組みます。